

県南広域振興局長告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成31年4月9日

県南広域振興局長 平野 直

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372500215	社会福祉法人金ヶ崎町 社会福祉協議会	金ヶ崎町社会福祉協議会指定 訪問入浴介護事業所	胆沢郡金ヶ崎町南羽沢 43番地	平成31年4月1日